

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第二条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二十九条第四項第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 整備命令標準

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第三条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「及び第二十一号」を「から第二十一号の二まで」に改める。
別表第二の一の項を次のように改める。

一 構造に関する検査	次に掲げる事項が当該自動車検査証、抹消登録証明証又は自動車検査証返納明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。
	(1) 長さ幅及び高さ (2) 車両重量及び車両総重量 (3) 最小回転半径

(道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(昭和四十八年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に、「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

附則第七項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

附則

1 (施行期日)
この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十九号)の一部の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に整備管理者に選任されていた者については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第三十一条の四各号に掲げる者に該当する者とみなす。

告 示

○文科科学省告示第三十号

平成十五年大学入学者資格検定の施行期日、場所及び出願の期限について、大学入学者資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)第三条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年三月十二日

文科科学大臣 遠山 敦子

一 資格検定の施行期日

第一回

平成十五年八月七日及び八日

第二回

平成十五年十一月十五日及び十六日

二 実施場所

第一回

(府県) (試験場となる) (施設となる)

北海道 北海道有朋高等学校 札幌市中央区南一

青 森 青森県立北斗高等学校 青森市松原二丁目

岩 手 盛岡市中央公民館 盛岡市愛宕町一四

宮 城 宮城県工業高等学校 仙台市青葉区米ケ

秋 田 秋田県生涯学習センター 秋田市山王中島町

山 形 山形県立霞城学園 山形市城南町一丁

福 島 福島県立自治会館 福島市中町八番二

茨 城 茨城県立青少年会館 水戸市緑町一丁目

栃 木 とちぎ女性センター 宇都宮市野沢町四

群 馬 群馬県青少年会館 前橋市荒牧町二番

埼 玉 埼玉県民活動総合センター 北足立郡伊奈町小

千 葉 敬愛大学経済学部 千葉市稲毛区穴川

東 京 稲毛キャンパス 一丁目五番二一

神 奈 川 一橋大学 国立市中二丁目一

新 潟 神奈川大学横浜キャンパス 横浜市神奈川区六

富 山 新潟県立新潟南高等学校 新潟市上所一丁

石 川 富山県民会館 富山市新総曲輪四

福 井 石川県立社会教育センター 金沢市広坂二丁目

山 梨 福井県立青少年センター 福井市新町二五

長 野 山梨県立女子短期大学 甲府市飯田五丁目

岐 阜 長野県松本蟻ヶ崎高等学校 松本市蟻ヶ崎一丁

静 岡 岐阜聖徳学園大学 岐阜市中鶉一丁目

愛 知 岐阜キャンパス 静岡市民文化会館 静岡市駿府町二番

三 重 名古屋大学 名古屋市中千種区不老町

滋 賀 三重県庁講堂 津市広明町一三

京 都 滋賀医科大学 大津市瀬田月輪町

大 阪 ルビノ京都堀川 京都市上京区東堀

兵 庫 関西大学六ヶキャンパス 大阪市北区長柄西

奈 良 兵庫県立西宮香風高等学校 西宮市建石町七番

和 歌 山 奈良教育大学 奈良市高畑町

鳥 取 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島一

鳥 取 鳥取県生涯学習センター 鳥取市扇町二番

島 根 鳥取県民ふれあい会館内

島 根 島根県市町村振興センター 松江市殿町八番三

岡 山 岡山県立鳥城高等学校 岡山市伊島町三丁

広 島 広島県立生涯学習センター 広島市東区光町二

山 口 防府とくちJ A会館 防府市中央町四番

徳 島 徳島文理大学徳島校 徳島市山城町西浜

香 川 讃岐会館 高松市中野町二三

愛 媛 愛媛文教会館 松山市祝谷町一丁

高 知 ふくし交流プラザ 高知市朝倉三三七

福 岡 福岡県立博多青松高等学校 福岡市博多区千代

佐 賀 佐賀県立自治会館 佐賀市城内一丁目

長 崎 長崎県立鳴滝高等学校 長崎市鳴滝一丁目

熊 本 熊本県立湧心館高等学校 熊本市出水四丁目

大 分 大分県立大分商業高等学校 大分市西浜四番二

宮 崎 第一宮銀ビルホール 宮崎市橋通東一丁

鹿 児 島 鹿児島県社会福祉センター 鹿児島市鴨池新町

沖 縄 沖縄県立那覇商業高等学校 那覇市松山一丁目

北 海 道 北海道有朋高等学校 札幌市中央区南一

青 森 青森県立北斗高等学校 青森市松原二丁目

岩 手 盛岡市中央公民館 盛岡市愛宕町一四

宮 城 宮城県仙台南高等学校 仙台市太白区根岸

秋 田 秋田県生涯学習センター 秋田市山王中島町

山 形 山形県立霞城学園 山形市城南町一丁

福 島 福島県立自治会館 福島市中町八番二

茨 城 茨城県立青少年会館 水戸市緑町一丁目

栃 木 栃木県総合教育センター 宇都宮市瓦谷町一

〇七〇番地